

# 高山市景観形成事業（塀等設置）補助金

塀等を設置する事業に対して助成します。

## ＜補助対象事業＞

次に掲げる要件の全てに該当する塀等を設置する事業

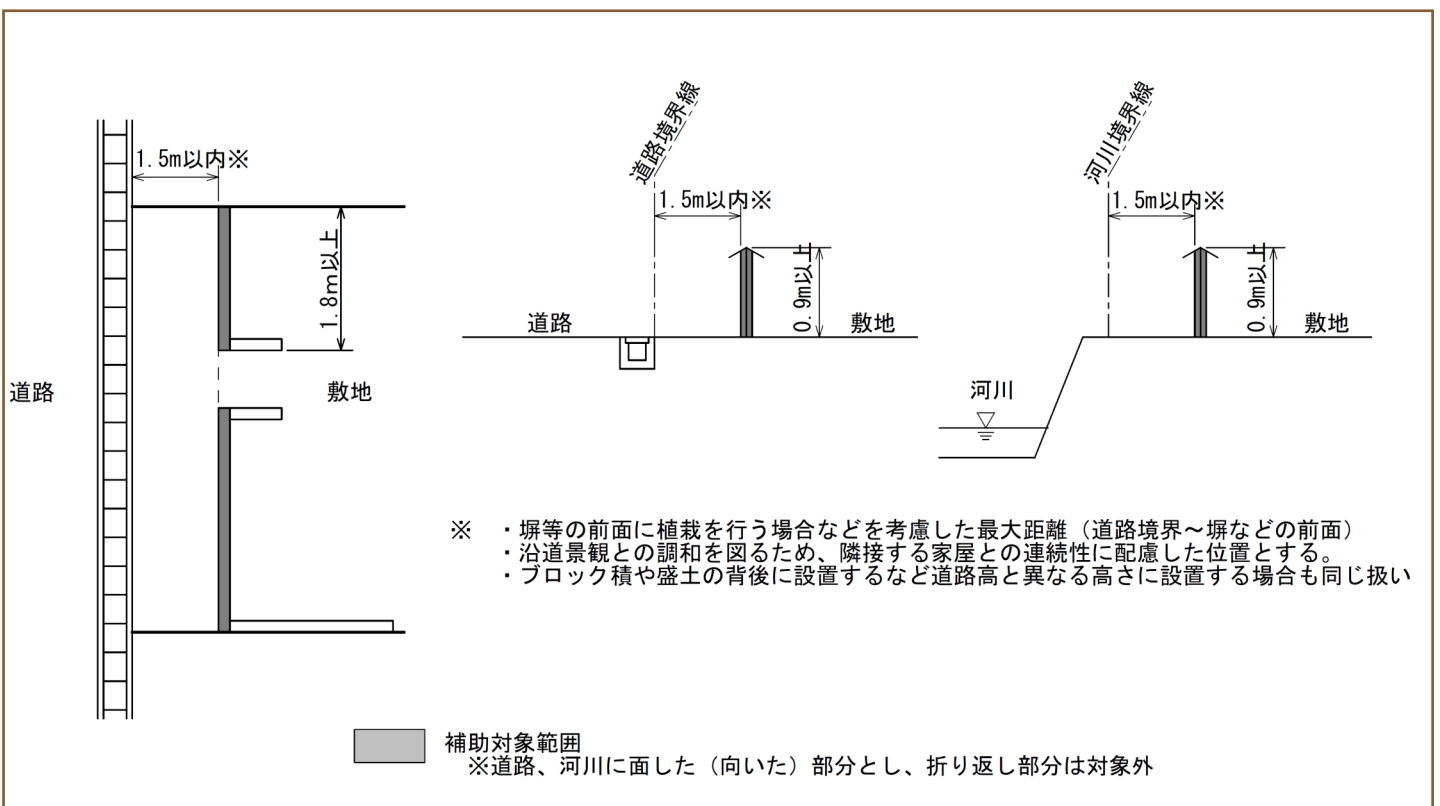
1. 市街地景観保存区域、城下町景観重点区域、中心商業景観重点区域、駐車場整備地区内において、公衆用道路又は河川に面する部分（面する部分が公衆用道路又は河川から1.5m以内）に設置するものであること（対象区域は裏面参照）
2. 高山市の景観にふさわしい板塀、塗塀、土塀、板壁又は板化粧の新設及び改修であること
3. おおむね高さ0.9m以上、長さ1.8m以上であること
4. 塀等として5年以上活用するものであること
5. 建築基準法その他市の条例等の定めに適するものであること
6. 他の補助金を受けていないこと

**必ず  
工事前に手続きを  
してください**

## ＜補助金額＞

●当該事業に要する経費の1/3以内の額（千円未満切り捨て）

1. 8m当たり5万円、1カ所当たり30万円が限度額です。



## 【申し込み・お問い合わせ先】

高山市 都市政策部 建築住宅課 まちづくり政策係

電話 0577(35)3176 FAX 0577(35)3168

HP <https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1006064/1006098/1006102.html>



# 景觀形成事業（塀等設置）補助金 対象区域

- ・市街地景觀保存区域
- ・城下町景觀重点区域
- ・中心商業景觀重点区域
- ・駐車場整備地区

